

第12 ガス漏れ火災警報設備

1 用語の定義

- (1) 軽ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のものをいう（第12-1表参照）。

第12-1表

ガス区分	発熱量MJ/m ³ (kcal/m ³)	比 重
13A (天然ガス)	46 (11,000)	0.65

- (2) 重ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が1を超えるものをいう（第12-2表参照）。

第12-2表

ガス区分	発熱量MJ/m ³ (kcal/m ³)	比 重
LPG (プロパン)	99 (24,000)	1.56

- (3) 貫通部とは、政令第21条の2第1項に規定される防火対象物又はその部分に燃料ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。
- (4) 燃焼器等とは、ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はネジコック等）をいう。
- (5) 検知区域とは、燃焼機器又は貫通部のある場所で1の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。
- (6) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。
- (7) 音声警報装置とは、音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置で、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、遠隔操作器、電源及び配線で構成されるものをいう。
- (8) ガス漏れ表示灯とは、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。
- (9) 検知区域警報装置とは、検知区域内におけるガス漏れを検知区域付近の防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

- (1) 常用電源

ア 交流電源

第11 自動火災報知設備2.(1).アを準用すること。

イ 蓄電池設備

第11 自動火災報知設備2.(1).イを準用すること。

- (2) 非常電源

第3 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常

電源を省略することができる。

(3) 設置場所

第11 自動火災報知設備 2. (3). アからオまでを準用するほか、受信機は、放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること（音声警報装置を省略する場合に限る）。

(4) 機器

第11 自動火災報知設備 2. (4)を準用すること。

(5) 警戒区域

第11 自動火災報知設備 2. (5)ア及びイを準用するほか、次によること。

ア 一の警戒区域は、その面積を600㎡以下で、かつ、1辺の長さを50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁等（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画等で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き、警戒区域の面積が600㎡以下で、かつ、1辺の長さが50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に2以上の検知区域が分散してある場合は、一の警戒区域として設定することができる。

ウ 警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。ただし、次による場合はこの限りでない。

(ア) 省令第23条第5項第3号に規定されるもの。

(イ) 検知区域のある2の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が500㎡以下となる場合にあっては、2の階にわたることができる。◆

3 検知器

検知器（分離型検知器にあっては、検知部という。）は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第11 自動火災報知設備 2. (1). アを準用すること。

(イ) 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第11 自動火災報知設備 2. (1). ア（(ウ)を除く。）を準用するほか、次によること。

a 定格電圧が、150Vを超える検知器の金属箱は、接地工事を施すこと。

b 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍（3アンペア未満の場合は3アンペアとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流20アンペア以下のものであること。）が設けてあること。

イ 蓄電池設備

第11 自動火災報知設備 2. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

第3 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 共通事項

省令第24条の2の3第1項第1号イ、(イ)及びロ、(イ)の水平距離の算定は、次に定める距離によること。

- (ア) ガス燃焼機器は、バーナー部分の中心からの距離
- (イ) ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離
- (ロ) 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管からの距離

イ 軽ガスに対する設置方法

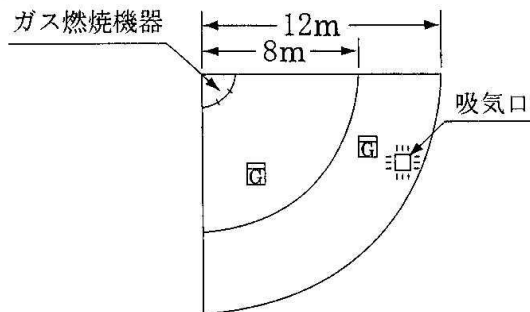
(ア) 検知器の設置場所

検知器は、省令第24条の2の3第1項第1号イの規定によるほか、検知区域のある天井裏部分にも設けること。◆

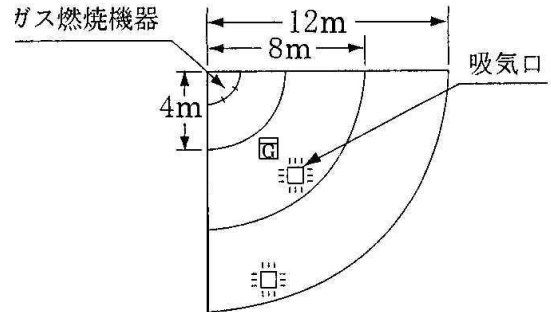
(イ) 検知器の設置方法

- a 燃焼器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。
- b 燃焼器等から水平距離12m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m以内を除く。）で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、前aにより検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね1.5m以内の場所）に検知器を設けること（第12-1図参照）。◆

ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離4mを超え8m以内にあり、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前aに設ける検知器を省略することができる（第12-2図参照）。



第12-1図



第12-2図

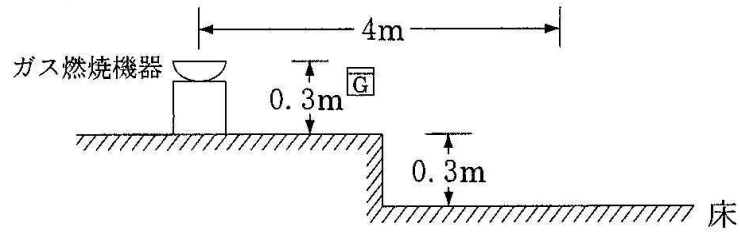
ウ 重ガスに対する設置方法

(ア) 検知器の設置場所

検知器は、省令第24条の2の3第1項第1号ロの規定によるほか、検知区域のある床下部分にも設けること。◆

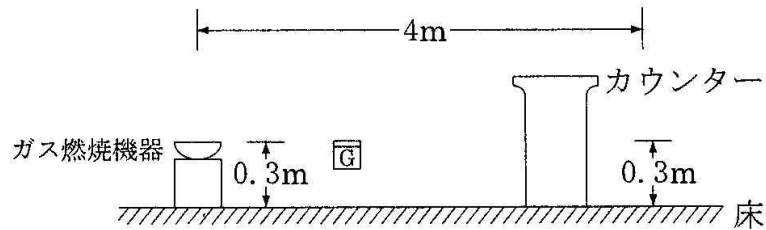
(イ) 検知器の設置方法

- a 床面に段差がある場合、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること（第12-3図参照）。



第12-3図

- b 燃焼器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること（第12-4図参照）。



第12-4図

(4) 検知器の設置を要しない場所

省令第24条の2の3第1項第1号の規定によるほか、次によること。

ア 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所

イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF式及びFF式）を有するガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所

* 「BF」とは、Balanced Flue（自然吸排気）、「FF」とは、Forced Draught Balanced Flue（強制吸排気）の略である。

ウ カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

(5) 機器

液化石油ガスを対象とする検知器は、高圧ガス保安協会の行う検定、その他のガスを対象とする検知器は財団法人日本ガス機器検査協会の行う検査に合格したものであること。

4 中継器

(1) 常用電源

ア 交流電源

(7) 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第11 自動火災報知設備 2. (1). アを準用すること。

(i) 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第11 自動火災報知設備 2. (1). アを準用すること。

イ 蓄電池設備

第11 自動火災報知設備 2. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

第3 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害を生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第11 自動火災報知設備4.(3)を準用すること。

(4) 機器

検定品であること。

5 警報装置

(1) 音声警報装置

第15 非常警報設備2を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ 検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主たる出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。

ウ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

エ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警報区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。

ウ 検知器に警報機能を有する場合を除き、検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること

エ 警報音は、第11 自動火災報知設備7.(5)を準用すること。

6 配線及び工事方法

第11 自動火災報知設備9.(1)及び(2)を準用するほか、検知器の電源の供給までは、次による場合を除きコンセントを使用しないものであること。

(1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。

(2) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

(3) コンセントは、検知器専用のものでとすること。

7 総合操作盤

「総合操作盤を定める件」（平成16年消防庁告示第7号）に適合していること。